

第 1 3 0 回

横須賀市都市計画審議会

議事録

第 130 回横須賀市都市計画審議会

- 1 日 時 平成27年12月22日 (火)
午後 2 時00分～午後 3 時00分
- 2 場 所 横須賀市役所消防庁舎 4 階災害対策本部室
- 3 議 題
平成 27 年度諮問第 2 号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更について
平成 27 年度諮問第 1 号 横須賀市都市計画マスタープランの改定について

4 出席者

出席委員氏名		事務局員氏名	
大 方 潤一郎	委員長	都市部長	長 島 洋
伊 藤 順 一	委員	都市計画課長	鈴 木 智 昭
大 野 忠 之	委員	都市計画課課長補佐	羽布津 仲 雄
嘉 山 淳 平	委員	主任	石 井 伸 良
木 村 武 志	委員	担当者	宮 崎 寛
菅 沼 純 子	委員	農林水産課長	原 邦 彦
土 田 弘之宣	委員	道路建設課長	平 澤 一 郎
はまの まさひろ	委員	道路建設課 係長	田 嶋 利 雄
平 松 廣 司	委員		以上 8 名
藤 井 樹	委員 (代理: 交通課長 天間和昭)		
三ツ堀 清 已	委員 (代理: JAよこすか葉山副組合長 永津 勝司)		
山 家 京 子	委員		

以上 12名

欠席委員氏名

亀 井 貴 嗣	委員
中 村 文 彦	委員
柏 浩 一	委員

松 行 美帆子 委 員

以上 4名

5 傍 聴 人 5名

6 議事経過 別添のとおり

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、定刻前ではございますが、皆様おそろいという状況でございますので、第130回横須賀市都市計画審議会を開催いたします。

開催に当たり、委員の出席状況をご報告いたします。

委員16名中12名の方がご出席されており、都市計画審議会条例第5条第2項に規定する開催条件を満たしていることをご報告申し上げます。

県議会議員の亀井委員、漁業分野の柏委員、交通計画分野の中村委員、都市計画分野の松行委員は、公務によりご欠席でございます。

横須賀警察署長の藤井委員でございますが、本日は公務のため、交通課長の天間様が代理で出席されています。また、横須賀葉山農協・農業協同組合の三ツ堀委員でございますが、同じく公務のため、副組合長の永津様が代理で出席しております。

本日の傍聴者は5名でございます。

会議に入ります前に、お願いがございます。

説明は、お手元のディスプレイを使用させていただきますので、ご承知おきください。

また、審議の際のご発言でございますが、お手元のマイクの右側にある緑色のスイッチを押してからご発言をしていただき、発言終了時にはもう一度緑色のスイッチを押していただきますようお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第です。次に、議案書としまして、諮問第1号 横須賀市都市計画マスタープランの改定及び諮問第2号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更であります。

議案書につきましては、あらかじめ皆様にご送付させていただいたものと同様のものをご用意させていただいております。

不足はございませんでしょうか。

それでは、委員長、会議の進行をお願いいたします。

委員長

では、会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、次第の2、議事録署名委員の指名でございます。本日は、市民委員から菅沼委員、市議会議員委員から、はまの委員を指名させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

次に、次第の3、市長より本会に諮問されました議案の審議に入らせていただきます。本日も審議いただく案件は2件です。

本日は、先に諮問第2号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更について審議を行います。
事務局より説明をお願いいたします。

審議1 諮問第2号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更(案)

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、説明に入ります前に、本日の議案に関する職員が出席しておりますので、紹介させていただきます。

経済部 原農林水産課長でございます。

土木部 平澤道路建設課長でございます。

平澤道路建設課長

平澤です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

それでは、平成27年度諮問第2号 横須賀都市計画生産緑地地区の変更(案)を説明させていただきます。

本日は、廃止する生産緑地と縮小する生産緑地の2件の案件がございますが、一括してご説明いたします。

お手元のディスプレイをごらんください。

初めに、生産緑地地区制度についてご説明いたします。

生産緑地地区は、都市計画法第8条第1項の規定による地域地区の一つであり、生産緑地法第3条第1項の規定では、一定の条件に該当する一団の農地等を都市計画に定めることができることとされています。

画面は、生産緑地法第3条第1項です。

生産緑地地区に定めることができる土地の条件としましては、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全、良好な生活環境の確保に効果があること、公園・緑地などの公共施設の敷地に適している500平方メートル以上の土地で、農林漁業の継続が可能であること、そして土地所有者の合意を得たものとなります。生産緑地地区に指定された農地等は、税制上の優遇を受けることができる反面、農地等としての管理を義務づけられることや、建築物の建築など土地利用に制限がかかります。

本市においては、平成3年の生産緑地法の改正を受け、現行制度が施行された翌年の平成4年11月に、167カ所の生産緑地を都市計画決定したのが最初でございます。

画面は、議案書1ページの総括図です。

1 件目になります。横須賀市東部久村に位置する、箇所番号67の位置です。廃止する案件となります。

2 件目になります。横須賀市西部長坂3丁目に位置する、箇所番号132の位置です。縮小する案件になります。

都市計画変更する理由をご説明します。議案書2ページの内容です。

1 件目の久村の生産緑地地区の変更理由になります。久村の生産緑地は、主たる農業従事者の故障により営農が困難となり、生産緑地地区の保持が不可能となったため廃止するものです。なお、議案書及び画面上では、農業従事者の故障という文言を用いております。これは生産緑地法施行令第4条で使われている条文中の文言になります。人物に対し使用するにはいささか不向きな印象がございますが、この場では法令の文言に即し、故障という言葉を使用させていただきます。廃止する面積は740平方メートルになります。

2 件目の長坂3丁目の生産緑地地区の変更理由になります。長坂3丁目の生産緑地は、横須賀市の道路拡張整備事業において道路用地に供されたことにより、生産緑地地区の機能が喪失したため、面積の縮小を目的とした変更を行うものです。具体的には、当該生産緑地地区と道路が接する部分に歩道を整備し、道路より高くなる生産緑地地区の一部を買収し、擁壁を整備します。これは、後ほど現場の写真を使用してご説明をいたします。縮小面積は50平方メートルになります。

続きまして、場所等の状況をご説明いたします。

こちらは、久村の生産緑地の計画図です。黄色で示した部分が廃止対象の区域です。当該生産緑地は、第1種中高層住居専用地域に含まれており、付近に多数の生産緑地が指定されています。

次に公図写しです。黄色で塗った部分が廃止対象の区域です。

次に航空写真になります。黄色で示した部分が廃止対象区域です。右下の写真は矢印方向から撮影した写真です。この写真は平成27年1月ごろに撮影したものととなります。

次に、手続きフロー図に沿って、経緯をご説明いたします。

本生産緑地は、平成4年に都市計画に定められ、畑として耕作されていました。平成26年7月に、主たる農業従事者のご親族の代理人が農林水産課へ足を運ばれ、主たる農業従事者の故障のため、今後営農が不可能である旨をご相談されました。その後、幾つかの調整を経て、平成27年1月28日に買い取り申出書を提出し、受理されました。この申出書においては、市役所内への照会を経て、平成27年2月27日付で買い取らない旨の回答を行っております。

続いて、他の農業従事者へのあっせんを行いました。あっせんは成立しませんでした。その後、平成27年4月28日に行為制限の解除を行い、本都市計画審議会へ付議するものとなりました。

続きまして、長坂3丁目の場所等をご説明いたします。

こちらは、長坂3丁目の生産緑地の計画図です。黄色で示した部分が縮小対象の区域です。当該生産緑地は、第1種低層住居専用地域に含まれており、南北と東は市街化調整区域に指定されております。

本件につきましては、縮小箇所が非常に狭い箇所ですので、拡大した地積測量図で説明させていただきます。黄色で示した部分が変更前の生産緑地地区の区域です。それを、道路拡張整備事業において道路用地に供したことにより、赤線の範囲に縮小します。この黄色い線と赤色の線の差、この赤色で塗った範囲が今回縮小する区域になります。

こちらは航空写真です。黄色で示した部分が生産緑地地区です。もう少し拡大した写真をごらんにいれます。こちらが矢印方向から撮影した写真でございます。縮小する範囲は、赤で示した部分になります。右下写真をごらんください。道路より生産緑地地区の敷地が高くなっております。本件道路拡張整備事業は、当該敷地に接する部分ののりすそに歩道を整備し、赤で示した部分を横須賀市が購入し、擁壁を整備する事業でございます。

次に、もう一つの縮小する部分の写真です。縮小する範囲は赤で示した部分になります。こちら赤で示した部分を横須賀市が購入し、擁壁を整備することになります。

続いて、経緯をご説明いたします。

本生産緑地は、平成4年に都市計画に定められ、畑として耕作されておりました。緑の枠で囲った部分、こちらに歩道がありません。当該部分の前後の部分、こちらには歩道が整備されております。この理由としては、当該生産緑地の前面を走る横須賀市道3951号と、当該生産緑地に指定された敷地との境界画定がなされていなかったことによります。平成19年ごろから、地元町内会から歩道整備要望が出され、地権者と横須賀市で境界画定に向けた協議を行いました。整いませんでした。このような状況でしたが、地元町内会の働きかけもあり、地権者が境界の画定に同意し、平成27年1月27日に境界が画定しました。その後、同年6月5日、赤で示した部分を横須賀市が購入し、6月30日に登記が完了しております。7月8日には、土木部より経済部へ生産緑地地区内行為通知書が提出され、同年8月より工事に着手しております。工事の完了は、平成28年2月中旬を予定しております。

緑の枠部分に歩道を整備し、赤で示した部分は擁壁を整備する工事になります。

こちらは、新旧対照表です。本都市計画変更で減少する土地の面積は、変更前の25万3,200平方メートルから25万2,410平方メートルに減少することになります。ヘクタールで表現しますと、0.1ヘクタールの減少になり、25.2ヘクタールになります。箇所数は、170カ所から1カ所減少し、169カ所に減少します。

都市計画法に基づく都市計画案の縦覧結果をご説明します。本年11月10日から11月24日の間で縦覧しましたが、同期間中に意見書の提出はございませんでした。

なお、本市都市計画決定等に係る手続きに関する条例第23条第2項では、軽易な都市計画変更は公聴会を開催しないと規定しており、施行規則2条の8において、生産緑地地区の変更を軽易な都市計画変更と定めておりますので、公聴会は非開催としました。

以上が、本市が定めようとする横須賀都市計画生産緑地地区の変更（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長

それでは、ただいま説明を受けました件について、確認されたい事項などありましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

永津副組合長（三ツ堀委員代理）

ちょっと1点、聞かせていただきたいんですけども、大楠のほうですか、こちらの道路拡張のほうの関係は、拡張に伴うことで仕方ないかなと思うんですけども、久村のほうのこの農地ですね、こちらの農地は単純にできないということで、緑地を外されるということで、買い上げもできない、しないということですし、それと、あと耕作者が別に見つからないということですので、この後は宅地というふうな形になろうかなと思うんですけども、それと、宅地になった場合に課税上の問題が、宅地課税だけという形に変わるだけで、ほかの税制上の問題は別に問題がないのかどうか、その点だけちょっと確認をしておきたいんですけども。

委員長

どうぞ。

（事務局）羽布津課長補佐

まず、課税上のお話ですが、税金の課税は1月1日現在という形での判断になります。そのため、本審議会で審議をしていただいた後、その税金の関係については1月1日現在とい

うことで反映がされます。この生産緑地地区の廃止という形になった後は、一般の市街化区域における宅地という状況になると思っております。

永津副組合長（三ツ堀委員代理）

ありがとうございます。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、ご意見などないようですので、諮問第2号 生産緑地地区の変更（案）について、原案どおり決定することについて、異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

委員長

ありがとうございました。

原案どおり決定することに異議ないと認め、市長に答申することいたします。

続きまして、前回より継続審議となっております諮問第1号 横須賀市都市計画マスタープラン（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

審議2 諮問第1号 横須賀市都市計画マスタープランの改定

（事務局）羽布津課長補佐

それでは、諮問第1号 横須賀市都市計画マスタープランの改定について、ご説明をさせていただきます。

画面をごらんください。

ごらんいただいているものは、都市計画マスタープランの構成となります。赤で囲みましただこの序章から第3章までが、前回の説明箇所となります。本日は、この青で囲まれました第4章、地区別のまちづくり方針と、第5章、推進方策のご説明を行い、ご審議をいただく予定としています。それらを総合して、最終的には第3回目となる来年2月の都市計画審議会において、答申をいただきたいと考えております。

それでは、改めまして本日の審議箇所となります。第4章、地区別のまちづくり方針からご説明をさせていただきます。

画面をごらんください。この地区別のまちづくり方針は、市内を12地区に分け、それぞれの地区のまちづくり方針について定めます。

それでは、追浜地区からご説明いたします。引き続き画面をごらんください。

用途地域の指定の状況となります。画面中央のやや左、赤で塗られているのが商業地域で、追浜駅周辺に指定されています。図の右側に大きく青で塗られているのが工業専用地域で、日産工場など市内有数の産業地が広がっています。幹線道路沿いは近隣商業地域としてピンク色で示されています。また、湘南鷹取については、第1種低層住居専用地域として深い緑色で示しております。その湘南鷹取の中でも現在スーパーがあるあたりは、第1種住居地域として黄色で示され、住宅以外の商業施設も立地できるようになっています。また、その湘南鷹取の周辺や画面中央に黄緑色で塗られている場所は、古くから住宅地として土地利用されてきた区域で、第1種中高層住居専用地域として位置づけており、谷戸地域も含まれます。

画面をごらんください。昨年度各地区で開催した地区別意見交換会における主な意見を掲載しています。追浜地区では、追浜駅前の再開発や、生活の足となるバス交通についてなどの意見がありました。このような意見も参考にしながら、地区別のまちづくり方針を作成しています。

これらのことを踏まえた上で、地区別のまちづくり方針について、ご説明させていただきます。

恐れ入ります、議案書、厚い資料の73ページをごらんください。

地区別のまちづくり方針は、大きく5項目に分かれており、73ページの(1)の概況から76ページの(5)の都市魅力の創造方針までとなっています。

まず、73ページ(1)の概況は、各地区の特徴、まちづくりの魅力資源と、横須賀市における位置、人口や世帯数の推移、土地利用の状況など、各地区のデータを示す内容となっています。地区の特徴は、追浜駅前から産業ゾーンに至る商店街が形成されていること、若い世代の人口増加が続いていることなどがあります。また、まちづくりの魅力資源を、歴史、自然、まちの3つの視点で記載しています。ページ最下段の土地利用の状況では、自動車、造船を中心とする産業用地である工業、運輸施設用地が、地区の約4割を占める点が特徴となっています。

1枚めくりまして、74ページ上段をごらんください。(2)まちづくりの目標です。目標は地区の特性を今後とも発展させていくまちづくりを目指していくという考えで、「住まいと職場の魅力を高めるまちづくり」としています。

続いて、(3)土地利用の方針について説明いたします。最初に、その地区における将来都市構造に当たる内容を、土地利用の骨格形成と題して3つ項目出ししています。次に、住宅地、商業業務地、産業地、緑地について、それぞれの土地利用の方針を記載しています。

なお、記述の後ろの丸数字については、次の75ページの追浜地区の土地利用、交通網整備の方針の図外の丸数字と連動しております。

75ページをごらんください。（4）交通網整備の方針についてご説明します。こちらについても、最初にその地区における将来都市構造に当たる内容を、交通網の骨格形成と題して、項目出ししています。追浜地区は3点となります。

次に、交通網整備方針についての説明となりますが、先ほどの交通網の骨格形成の考え方に沿った整備方針として、5点記載しています。なお、記述の後ろの丸数字が、下の追浜地区の土地利用、交通網整備の方針の図内の丸数字と連動しています。また、5点目の谷戸地域については、その谷戸の特性に応じて、建てかえ時や計画的な開発と連動して、道路網の整備を進めていく方針を示しており、その谷戸ごとに異なるため、図中に丸数字の表現は行っておりません。あらかじめご了解をお願いします。

76ページをごらんください。（5）都市魅力の創造方針についてご説明します。この内容は、前回ご審議いただいた都市づくりの目標、将来都市構造における都市魅力の創造と関連した内容となります。こちらでも最初にその地区における将来都市構造に当たる内容を上段に記載し、下段に都市魅力の創造方針を記載しています。

まず、上段では、便利で活気のあるまちを都市魅力として記載しています。追浜地区は3点となります。次に、都市魅力の創造方針は、大きく4項目記載しています。なお、この4項目の中でも、魅力拠点のネットワークと賑わい拠点の形成に関しては、全ての地区で記載することとし、それらがネットワークされることで、全市の都市魅力の創造につながることを念頭に入れて記載しています。

77ページをごらんください。追浜地区の魅力創造の図となります。記載した内容と連携した図となっております。

以上で、追浜地区の説明を終わります。

次に、田浦地区のまちづくり方針についてご説明しますが、以降は、地区における代表的な部分のみ抜粋して、ご説明いたします。

78ページをごらんください。（1）の概況ですが、地区の特徴は、地区の西側は谷戸と丘陵が広がっていること。また、まちづくりの魅力資源として、長浦湾沿い倉庫群や十三峠などが特徴となっています。ページ最下段の土地利用の状況では、自衛隊の施設などの防衛用地が、地区の2割を占める点が特徴となります。

次に、用途地域の指定の状況をご説明します。スライドをごらんください。画面左上に赤

で塗られているのが商業地域で、京急田浦駅周辺に指定しています。海側に大きく水色で塗られているのが工業地域で、主に防衛用地が広がっています。なお、今お示しをしたピンク色は近隣商業地域で、田浦郵便局及び国道16号沿道で、戦前より市街地として発展していた場所となります。

引き続き画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。田浦地区では、商店街の衰退や谷戸の空き家などについてのご意見がありました。

79ページ上段をごらんください。(2) まちづくりの目標は、「交通を整え谷戸の自然と調和し安心して暮らすことのできるまちづくり」とし、(3) 土地利用の方針では、引き続き京急田浦駅周辺を地区の拠点としていく視点で記載しています。

82ページをごらんください。(5) 都市魅力の創造方針について、田浦地区では谷戸の魅力発信を都市魅力としており、谷戸地域の景観を中心とした魅力について記載しています。

83ページをごらんください。田浦地区の魅力創造の図となります。

以上で、田浦地区の説明を終わります。

次に、逸見地区のまちづくり方針についてご説明します。

84ページをごらんください。(1) の概況ですが、地区の特徴は、平坦地が少ないことと斜面地での住宅が形成されていること、まちづくりの魅力資源として三浦按針や塚山公園などが特徴となっています。ページ最下段の土地利用の状況では、山林が地区の4割強を占める点が特徴となります。

画面をごらんください。用途地域の指定の状況となります。ピンク色で塗られているのが近隣商業地域で、逸見駅周辺に指定しています。海側に水色で塗られているのが工業地域で、主に防衛用地が広がっています。なお、画面やや左下の紫色で塗られた場所は、準工業地域で、横須賀インター周辺地区と呼ばれている場所となります。

引き続き画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。逸見地区では、米軍基地や道路整備などに関する意見がありました。

85ページ上段をごらんください。(2) まちづくりの目標は、「海と丘陵を結び谷戸の生活環境を改善するまちづくり」とし、(3) 土地利用の方針については、引き続き横須賀駅を都市機能の集積する本市の都市拠点としていく視点で記載しています。

86ページをごらんください。(4) 交通網整備の方針について、基本的に現都市マスと同じ内容で記載しておりますが、5点目に逸見地区と衣笠地区の連携強化につながる新たなバスルートの検討について、追記しています。

88ページをごらんください。（5）都市魅力の創造方針についてご説明します。まず、上段では、谷戸と海と歴史の魅力の発信を都市魅力とし、ヴェルニー公園から県立塚山公園まで、魅力拠点のネットワーク形成について記載しています。

89ページをごらんください。逸見地区の魅力創造の図となります。

以上で、逸見地区の説明を終わります。

次に、本庁地区のまちづくり方針についてご説明します。

90ページをごらんください。（1）の概況ですが、地区の特徴は、本市の中心として都市機能が集積していること、また歴史、文化資源が多いこと、まちづくりの魅力資源として歴史は、うらが道、記念館三笠など、自然は猿島、うみかぜの路など、まちはどぶ板通り、ベースなどが特徴となっています。ページ最下段の土地利用の状況では、商業用地の割合が高いこと、防衛用地地区の2割強を占める点が特徴となります。

画面をごらんください。用途地域の指定の状況となります。赤で示した商業地域は、横須賀駅から汐入駅、横須賀中央から平成町のあたりまで指定されています。紫色で塗られているのが準工業地域で、米軍基地や新港地区、平成町などとなります。なお、幹線道路沿いは近隣商業地域として、その後ろは旧来の住宅地として、第1種中高層住居専用地域が黄緑色で塗られています。

引き続き画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。本庁地区では、米軍基地や道路整備に関してなどの意見がありました。

91ページ上段をごらんください。（2）まちづくりの目標は、「海にひらかれた横須賀の都市文化を発信する拠点を形成するまちづくり」とし、（3）土地利用の方針については、引き続き横須賀駅周辺から汐入駅周辺、横須賀中央駅周辺、平成町にかけて、都市機能の集積する本市の都市拠点としていく視点で記載しています。

94ページをごらんください。（5）都市魅力の創造方針について。本庁地区は2つあり、独特な要素をプラスに転換して、中心市街地の賑わいを演出、1万メートルプロムナードによる海と街の魅力をつなぐを都市魅力として記載しています。

95ページをごらんください。本庁地区の魅力創造の図となります。

以上で、本庁地区の説明を終わります。

次に、衣笠地区の概況についてご説明します。

96ページをごらんください。（1）の概況ですが、地区の特徴は、地形的に本市の中心に位置していること、まちづくりの魅力資源として、三浦一族の歴史に関連した史跡が多いこ

とが特徴になっています。

画面をごらんください。用途地域の指定の状況となります。画面中央、赤の商業地域は衣笠駅から衣笠十字路周辺に指定され、そのほか幹線道路沿いはピンク色の近隣商業地域となります。

引き続き画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。衣笠地区では、衣笠駅周辺や緑の保全に関してなどの意見がありました。

97ページをごらんください。上段（２）まちづくりの目標は、「みどりと歴史を活かし新たな生活文化をはぐくむまちづくり」とし、（３）土地利用の方針は、基本的に現都市マスを踏襲しています。

98ページをごらんください。（４）交通網整備の方針も基本的に現都市マスを踏襲していますが、交通網の整備の方針の３点目の黒ポチに、新規スマートインターチェンジの整備を追加しています。

100ページをごらんください。（５）都市魅力の創造方針について、衣笠地区では大きく鎌倉幕府の礎を築いた三浦一族の歴史を伝えるを都市魅力とし、地区内にある三浦一族に関する史跡及び、それらのネットワーク形成を念頭に記載しています。

101ページをごらんください。衣笠地区の魅力創造の図となります。

以上で、衣笠地区の説明を終わります。

次に、大津地区のまちづくり方針についてご説明します。

102ページをごらんください。（１）の概況ですが、地区の特徴は、新しい住宅地と古くからの住宅地で地区が形成されていること、まちづくりの魅力資源として、走水神社に代表される歴史や、うみかぜの路からの東京湾の眺望がよいことなどが特徴になっています。

画面をごらんください。用途地域の指定の状況となります。赤の商業地域は、北久里浜駅周辺に指定しています。また、ピンク色の近隣商業地域は、京急大津駅、馬堀海岸駅、北久里浜駅につながる沿道周辺などに指定しています。また、馬堀海岸の住宅団地は、第１種低層住居専用地域として深い緑色で記されており、一方、海岸線沿いの国道16号沿道は、第１種住居地域として黄色で記され、集合住宅や店舗も立地できるようになっています。

引き続き画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。大津地区では、商店の撤退に伴う買い物の不便さや、漁業に関してなどの意見がありました。

103ページをごらんください。上段（２）まちづくりの目標は、「良好な住環境を保全・形成しつつ広域交通の要となるまちづくり」とし、（３）土地利用の方針の主な変更点は、

104ページに移りまして、上段にある産業地等の2点目、大津漁港、走水漁港について、地産地消に関する記述を追加したことになります。

引き続き104ページをごらんください。（4）交通網整備の方針ですが、大津地区は横浜横須賀道路の終点である馬堀海岸インターチェンジがあり、横浜方面など広域とのネットワークを形成することがポイントとなります。

106ページをごらんください。（5）都市魅力の創造方針について、海が見える市街地をアピールを掲げ、大津地区における馬堀海岸の住宅団地における海辺の景観と、うみかぜの路を主軸としたネットワーク形成について記載しています。

107ページをごらんください。大津地区の魅力創造の図となります。

以上で、大津地区の説明を終わります。

次に、浦賀地区の説明をします。

108ページをごらんください。1の概況ですが、地区の特徴は平坦地が少なく、丘陵が海に迫っていることと、浦賀造船所の跡地が未利用地になっていること、まちづくりの魅力資源として浦賀奉行所跡地に代表される史跡などが特徴になっています。

次に、用途地域の指定の状況をご説明します。画面をごらんください。赤の商業地域は、浦賀駅周辺及び紺屋町周辺に指定しています。次に、ピンクの近隣商業地域は、商業地域周辺の幹線道路沿いとなります。また、浦賀駅前の浦賀ドック跡地は、水色の工業地域となります。また、東京湾に近いマリーナとして整備されているあたりは、紫色の準工業地域となります。

引き続き画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。浦賀地区では、住重跡地の早期事業化や史跡を活用した観光に関してなどの意見がありました。

109ページをごらんください。（2）まちづくりの目標ですが、「地区の歴史と文化を活かして快適に安心して住み続けるためのまちづくり」となり、（3）土地利用の方針は、引き続き浦賀駅周辺を地区の拠点としていく視点で記載しています。

112ページをごらんください。（5）都市魅力の創造方針について、浦賀地区では近代日本の発祥の地を都市魅力としており、浦賀奉行所、西叶神社、東叶神社、浦賀ドック跡地などの魅力資源と、それらのネットワークについて記載しています。

113ページをごらんください。浦賀地区の魅力創造の図となります。

以上で、浦賀地区の説明を終わります。

続いて、久里浜地区の説明をします。

114ページをごらんください。（1）の概況ですが、地区の特徴は、京急久里浜駅を中心に都市機能が集積していること、まちづくりの魅力資源では、くりはま花の国やペリー関連の史跡などが特徴になっています。ページ最下段の土地利用の状況では、商業用地の割合と工業・運輸施設用地の割合が高いことが特徴となります。

次に、用途地域の指定の状況です。スライドをごらんください。赤の商業地域は、JR久里浜駅及び京急久里浜駅周辺に指定しています。また、久里浜テクノパーク、久里浜港は、水色の工業地域となり、久里浜工業団地、東京電力の敷地は、青色の工業専用地域となります。

地区別意見交換会における主な意見となります。久里浜地区では、市内での就業や産業の撤退に関してのなどの意見がありました。

恐れ入ります、115ページをごらんください。（2）まちづくりの目標は、「地区の歴史と活力を活かして食・住・遊の交流をはぐくむまちづくり」とし、（3）土地利用の方針と、116ページ（4）交通網整備の方針は、引き続き久里浜駅及び京急久里浜駅周辺を地区の拠点としていく視点で記載しています。

118ページをごらんください。（5）都市魅力の創造方針について、久里浜地区では港湾機能を活かした交流・産業拠点強化を都市魅力としており、物流・産業と観光交流の2つのネットワーク形成について記載しています。

119ページをごらんください。久里浜地区の魅力創造の図となります。

以上で、久里浜地区の説明を終わります。

次に、北下浦地区の説明をします。

120ページをごらんください。（1）の概況ですが、地区の特徴は三浦市に続く海岸線と、丘陵部のYRP横須賀リサーチパーク地区で情報産業が集積していること、まちづくりの魅力資源では、野比海岸に関連する景観などが特徴になっています。ページ最下段の土地利用の状況では、津久井などの農地、武山周辺などの山林の割合が高いことが特徴となっています。

次に、用途地域の指定の状況です。画面をごらんください。ピンク色の近隣商業地域は、YRP野比駅周辺、京急長沢駅周辺及び津久井浜駅周辺となります。また、主要な幹線道路である安浦下浦線、大津長沢線沿道は、黄色の第1種住居地域となり、集合住宅や店舗も立地できるようになっています。そして、YRPは多くが紫色の準工業地域となります。なお、画面上で白く表現されている部分は市街化調整区域となり、緑豊かな環境が残されています。

引き続き、画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。北下浦地区では、漁業や農業での雇用創出や、海岸を活用したサイクリングコースの整備に関してなどの意見がありました。

121ページをごらんください。まちづくりの目標は「自然の広がりの中でゆとりある生活環境を築くまちづくり」とし、(3)土地利用の方針は、引き続きYRP野比駅周辺を地区の拠点としていく視点で記載しています。

124ページをごらんください。(5)都市魅力の創造方針について、北下浦地区では、海を間近に感じるリゾート環境と住まいを都市魅力としています。地区内にある武山、三浦富士、北下浦海岸などの自然環境と、それらのネットワーク形成を念頭に記載しています。

125ページをごらんください。北下浦地区の魅力創造の図となります。

以上で、北下浦地区の説明を終わります。

続いて、大楠地区の説明をします。

126ページをごらんください。(1)の概況ですが、地区の特徴は、大楠山に連なる樹林地と、相模湾に面する海岸部からなる自然が豊かであること、まちづくりの魅力としては、佐島周辺に代表される西海岸の景観などが特徴になっています。ページ最下段の土地利用の状況では、大楠山に代表される山林が地区の半数を占めているということが特徴になります。

次に、用途地域の指定の状況です。画面をごらんください。ピンク色の近隣商業地域は、国道134号の市民病院周辺となります。なお、国道134号の沿道は、多くの区間が黄色の第1種住居地域となり、集合住宅や店舗も立地できるようになっています。また、電力中央研究所は、水色の工業専用地域となります。

引き続き画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。大楠地区では、交通環境に関してなどの意見が多くありました。

127ページをごらんください。(2)まちづくりの目標は、「豊かな自然と穏やかな暮らしが人々に安らぎを与えるまちづくり」とし、(3)土地利用の方針は、大楠山についての記載と、住宅地の記載にある秋谷の丘陵地、湘南国際村、佐島の丘などの良好な住環境に関する記載がポイントとなります。

130ページをごらんください。(5)都市魅力の創造方針について、海と山のリゾート環境と住まいを都市魅力とし、大楠地区の大きな特徴であるリゾート環境を前面に出した記載となっています。

131ページをごらんください。大楠地区の魅力創造の図となります。

以上で、大楠地区の説明を終わります。

長くなり、大変恐縮ですが、続いて武山地区の説明をします。

132ページをごらんください。（1）の概況ですが、地区の特徴は、市街地が幹線道路沿いに広がっていること、まちづくりの魅力では、武山の自然などが特徴になっています。ページ最下段の土地利用の状況では、須軽谷に代表される農地の割合と、武山駐屯地に代表される防衛用地の割合が高いことが特徴となります。

次に、用途地域の指定の状況です。画面をごらんください。赤の商業地域は林交差点周辺で、ピンク色の近隣商業地域は、林交差点から一騎塚までの幹線道路沿いに指定されています。なお、国道134号及び三崎街道の沿道は、多くの区間が黄色の第1種住居地域となります。また、武山駐屯地を初めとした自衛隊の敷地は、紫色の準工業地域となります。

引き続き画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。武山地区では、高齢化の進展や公共交通に関してなどの意見がありました。

133ページをごらんください。（2）まちづくりの目標は、「自然の中の快適な暮らしをはぐくむまちづくり」とし、（3）土地利用の方針は、引き続き林交差点周辺から一騎塚の交差点周辺を地区の拠点としていく視点で記載しています。現都市マスからの変更点として、産業地等のY—HEART地区について、土地利用の新たな可能性を踏まえ、健康スポーツ機能について追記を行っています。

136ページをごらんください。（5）都市魅力の創造方針について、緑に囲まれた快適な暮らしの場を都市魅力とし、武山、大楠山という豊かな自然に囲まれた環境を活かし、暮らしの場とネットワークさせていく視点で記載しています。

137ページをごらんください。武山地区の魅力創造の図となります。

以上で、武山地区の説明を終わります。

次に、長井地区の説明をします。

138ページをごらんください。（1）の概況ですが、地区の特徴は、相模湾に面した漁村型の集落と、広がりのある畑地に点在した農村型の集落から形成されたこと、また、まちづくりの魅力では、漁港や、すかなごっそなど、海と大地の恵みが身近にあることなどが特徴になっています。ページ最下段の土地利用の状況では、農地が地区の約半数を占めることが特徴となっています。

次に、用途地域の指定の状況です。画面をごらんください。長井バス停を中心にした国道134号の沿道沿い及び荒崎入り口から荒崎に至る道路沿いの多くの区間が、黄色の第1種住

居地域と薄い緑色の第2種中高層住居専用地域で記され、集合住宅や店舗も立地できるようになっています。また、ごらんいただいているとおり、ソレイユの丘をはじめ、現在農地が広く広がっている場所は市街化調整区域であり、用地地域の指定はありません。

引き続き画面をごらんください。地区別意見交換会における主な意見となります。長井地区では、休日における交通渋滞などに、交通に関する意見が多くありました。

139ページをごらんください。(2) まちづくりの目標ですが、長井地区は、「漁業・農業と暮らしの活力を高め、安全に暮らせるまちづくり」とし、(3) 土地利用の方針は、現都市マスの踏襲のほか、地産地消の推進について追記を行っています。

140ページをごらんください。(4) 交通網整備方針ですが、5点目に地区別意見交換会で、市民の方から意見のあった津波に関する避難ルートについて追記を行っています。

142ページをごらんください。(5) 都市魅力の創造方針について、海と大地の豊かさを実感できるまちを都市魅力としました。荒崎、長井漁港に代表される海の豊かさ、ソレイユの丘やその周辺に広がる野菜畑などの大地の豊かさについて、海の景観も含めて記載しています。

143ページをごらんください。長井地区の魅力創造の図となります。

以上で、長井地区の説明を終わります。

引き続き145ページをごらんください。第5章推進方策となります。

まず、組み立てからご説明します。

4項目で構成しており、まず都市マスの将来都市構造における2つの柱である拠点ネットワーク型都市づくりと、都市魅力の創造について、それぞれ推進方策を記載し、その次に3として、そのどちらにも関連するまちづくり諸制度等の柔軟な活用について記載し、最後にプラン全体の見直しについて記載するという構成になっています。

内容についてご説明します。

147ページをごらんください。1、拠点ネットワーク型都市づくりの推進についてご説明します。

第5章は推進方策の章ですが、冒頭で、再度コンパクトな都市づくりのイメージについて触れています。これは、各種の推進方策をこのイメージに沿った計画として、より強力に進めていく観点としてあえて記述を行っているものです。その(1)本市が目指す拠点ネットワーク型都市構造のイメージにおいては、小項目を3つ設け、①のコンパクトな都市づくりでは、下のイメージ図に対応した拠点市街地、周辺市街地におけるコンパクトなまちづくり

と、それらをネットワークする公共交通との連携に向けた取り組みの展開などについて記載をしています。

148ページをごらんください。②では、日常生活圏域での便利な環境づくりについて記載しています。地区の生活拠点や幹線道路沿道など、第2章、将来都市構造における市街地の分類とその定義において、日常生活の利便性を高める機能の集積を図る市街地とした場所について、その推進方策を記載しています。次に、③とした都市魅力を活かした活性化については、良好な自然環境である海や緑を活かした地区の活性化について、その推進方策を記載しています。

引き続き148ページ、中段をごらんください。(2)公共交通の再編の備えについて記載しています。これは拠点ネットワーク型都市づくりの大きな要素である公共交通について、国の動き及び将来的な備えについて、その推進方策を記載しています。

149ページをごらんください。(3)効果的な公共施設整備の推進について、本来の機能の維持更新に加えた交流機能の検討などを念頭に、また、6行目にあるように、施設配置適正化計画の内容も踏まえて、都市機能の誘導を図る観点で記載しています。ページ下段では、(4)民間施設の適正な誘導について、都市拠点などにおける民間施設の誘導について、立地適正化計画の作成も見据え記載を行っています。

続いて、2項目め、魅力創造の取り組みについて説明します。

150ページをごらんください。2、魅力創造の取り組み中、(1)多様な参加主体によるまちづくりについて、市民、事業者等による自主的な取り組みであるエリアマネジメントの仕組みなど、行政だけで行うのではなく、地元住民や民間と協力して行うという視点で記載しています。

次に、ページ下段では、(2)地区の魅力を活かしたまちづくりの推進を示しています。

(1)で示したまちづくりについて、地区の魅力を活かしたさまざまなまちづくりの取り組みを支援していく視点で記載しています。

151ページをごらんください。地域運営協議会が中心となったまちづくりなど、153ページまで全部で7つのまちづくりの取り組みについて示しています。

154ページをごらんください。3項目めとして、まちづくり諸制度等の柔軟な活用について記載し、前述の1、2について、都市計画としてどのように推進していけるのか記載しています。ページ中段、まちづくり諸制度等の柔軟な活用では、具体的にはそれぞれのまちづくり計画に委ねられるものの、そのまちづくり計画を策定する際に、矢印の右側の囲みにあ

る、さまざまな手法を柔軟に活用していくことを念頭に記載しています。その活用イメージについては、ページ下段にまとめており、表の左にある地区について、どのようなまちづくり手法が使えるのか記述をしています。

155ページをごらんください。(2)では、緩和型の地区計画制度の活用イメージについて、図も入れて記載し、イメージがつきやすいようにしています。(3)では、特別用途地区の活用イメージについて、工業地域、工業専用地域における催し物、宿泊ができるホテル等の立地を許容する特別用途地区、住居専用地域では、小規模な宿泊施設の立地を許容する特別用途地区について、具体例として記載しています。

156ページをごらんください。4、都市計画マスタープランの適切な見直しについてご説明します。

適切な時期に見直しを実施する旨の考え方について記載しています。今回の改定において、今後の20年を見据えて、計画として2035年度、平成47年度を目標年次として設定を行っています。しかし、長期的な計画であるため、関連計画の進捗や改定の状況や、社会経済状況の変化などに柔軟に対応できるようにしておかねばならないと考えており、適切な時期に見直しを行う旨を明記し、対応できるように記述を行っています。一つの目安になりますが、基本計画の改定時期となる2021年度、平成33年度や、基本構想が目標年次とする2025年度、平成37年度などが目安となるのではと考えております。

以上が、都市計画マスタープランの改定の関する後半の地区別のまちづくり方針と、推進方策についてのご説明となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明を受けました件につきまして、確認されたい事項などありましたら、ご発言をお願いいたします。

どうぞ。

伊藤委員

何点かなんですけど、例えば、今、説明のあった衣笠地区のまちづくり方針、このところで考えてみますと、97ページの土地利用の方針ということで、衣笠駅周辺地区は多様な都市機能の集積を図る拠点として、多様な都市機能というのは何かというと、商業とか医療とか文化、こういう中で、ここでは、はまゆう会館を初め幾つかの交流施設が、施設の集約、統

合の中でなくなってしまうというようなことがある。それなのにかかわらず、ここにこうゆう多様な、残すということが書いてあるというのは、市の各セクションがやりにくくなってしまっているのではないのか、こんな懸念があるんですけれども、どうでしょう。

(事務局) 鈴木課長

交流施設の話だと思います。はまゆう会館自体は、市の施設配置適正化計画の中の話になってきますけれども、都市マスとしては、今後、高齢化社会が進んでいくといった中で、集まって活動できる場あるいは交流スペース等の需要はふえていくのではないかと考えています。そういった中でまちづくりとしまして、ここに書いてある商業用地なんですけれども、そういったところは官民を問わずいろいろな手法、例えば再開発とかあるいは複合的な施設をつくるとか、そういったようないろいろな手法を用いてコミュニティの場あるいは機能、そういったものをまち中に整備していく考え方をここでは示しております。

委員長

はい、どうぞ。

伊藤委員

例えば、ここは多様な都市機能の集積を可能な限り図るとかというように、こういうふうにしておいたほうがいいのではないかというのが私の意見です。

もう一つは、148ページの公共交通の再編への備えということでお聞きしたいんですが、この中では、横須賀というのはご存じのとおり、昭和40年後半から50年代にかけて高台に団地が開発されました。今考えてみますと、交通弱者になっているところが非常に多い。例えばバスで見ると160系統あって、バス停は328あるというけれども、そこに行く足がない。その中で、追浜地区の意見交換会の中では、市民主体でやっているハマちゃんバスというのは経営が困難であると、こういうような意見が出ているということがあります。そして、それなのにかかわらず、ここでは地元が主体となって取り組む検討をしていきますというようなこと、もっと行政が主体的にかかわらない限り交通弱者の足は確保できないと、こう考えているものなので、先般、土木部のほうからも地域交通支援事業というのが出てきている。やはり、同じように住民主体ということになっている。他都市を見ると、もっと行政がかかわって、例えばこの市民主体でいきますと、コミュニティバスなんかは道路運送法の関係でお金は取ってはいけない、そしてドライバーもその市民の中から誰かがやる。安全性も問題があると。だったらば、コミュニティバスみたいな小さなバスを市が買って、バス会社に提供して、運転手もバス会社の人を雇ってやるような、例えば国内では我々が視察に行った近江

八幡なんか、そのようなことをやっているわけですから、そういう要素も含めて言い切ってしまうのではなくて、市民主体でと言い切ってしまうと非常に問題がある。こういう話で地域の方に聞いたら、とてもじゃないけど市民が主体になってやっていけないわけがないだろうと、こんな意見があるのです。こういうようなことでいいのかどうか、ちょっと疑問がありますけれども、どうでしょう。

委員長

いかがですか。

(事務局) 鈴木課長

ここで記載した意図ですけれども、ご意見のとおり、高齢化に伴う日常生活や買い物などへの足、こういったものが必要になってくるということで、地区の特性に応じた公共交通を考えていくべきではないかという考え方で記載したものです。現在でも、しょうぶ園のところは交通事業者、あるいはハマちゃんバスみたいなものが運営はされていますけれども、今後、人口減少、そして少子高齢化がさらに進んでいくと都市が縮小していく、そうすると行政自体も財政的な圧迫とか、いろんな問題が出てきて、行政がどこまでできるんだというような、できることが限られてくる、こういった時代になってくると思います。そこで、まちづくりの一環として、運営しやすい形態の中でいろいろな事業主体が事業をやっていくということが、今後必要になってくるのではないかというふうに、ここでは考えております。もちろん、行政も地元にお任せということではなくて、できる範囲の中で、場面、場面で役割分担をして、協働していくべきだというふうには考えています。

委員長

よろしいですか。

伊藤委員

ちょっとですね。

委員長

どうぞ。

伊藤委員

市も、何かいろいろ取り組みにかかわるといっても、主体的にかかわるのは住民である。例えば三春町でも、最近NPO法人というような形式でコミュニティバスが、これも結局は安全性の問題と経営の問題というのは非常に行き詰ってしまう。考えたら、やはり市民の足の確保については、行政が全然かかわらないというのは果たしていいのかというふうに

思いますので、そこはやっぱり地元が主体となってという、もうちょっと行政がかかわるような表明をしていただきたい、こう思います。

(事務局) 鈴木課長

ご意見はわかりました。ここでは、新たな検討というふうな書き方をされていて、これから考えていきたいというような書きぶりになっています。今おっしゃられた言い方については、検討させていただきます。

委員長

はい、どうぞ。

伊藤委員

でないと、これが上位計画だったならば、分野別計画になってしまうと、ここの上位計画がそれでみんな納得していればいいじゃないかと、こういうような議論になってしまうので、それを懸念しております。よろしくお願いします。

委員長

計画をつくるとか、あるいは何か規制をするとか、これは住民主体で、よく住民に議論していただいて、それでまとめていけばいいと思うのですが、公共交通は事業ですから、公衆に対して責任も生じますので、もちろंदというものがいいのかという市民のニーズをよく汲むということや、どういう運行にするかと、これも市民主体でプロジェクトを煮詰めていくのはいいですが、事業の実施はあくまでも、せいぜい官民協働とかぐらいになるのであって、ともすればそのほかボランティアとか、あるいは住民任せとかというふうに誤解もされますので、そこはうまく表現をされて、むしろ産官民協働でとか、そういうやり方のほうが適切かなと思いますので、よろしく、そちらは委員会のほうでご検討ください。よろしくお願いします。

委員長

はい、どうぞ。

平松委員

147ページ、民間の立場から言いますと、真ん中からちょっと下ぐらいに、都市機能の集積を高めるため地域性を活かした民間の開発等を適切に誘導していきますと、それから、149ページの(4)、都市機能の増進に寄与する民間施設用の立地を誘導しと、それから2行下の、まちづくり諸制度等の活用に加えて民間施設の立地を喚起すると。この民間施設用とか民間施設というのは数多く書かれていて、なおかつ民間を誘導し、あるいは喚起すると

いうふうに書かれていますけれども、民間施設というものはどういうものを想定しているのと、それから誘導ということと喚起というのはどういうことを意味するのか、それをお願いします。

委員長

はい、どうぞ。

(事務局) 鈴木課長

ここでは、拠点市街地等ということで場所を書いています。都市機能的には中央地区を考えていただけるとわかりやすいと思います。建物自体が老朽化してきて、なかなか建て替えが進まないというような状況がありました。それに対して、市のほうでアクションプランということで誘導策として補助のあり方、あるいは税制のあり方、あるいは用途地域、容積率のアップとか高さの制限を解除したとかというようなことで民間の開発が先に進めるような、そういったような手だてを考えていきたいということで行ったのが大滝町2丁目の再開発事業ということになります。今後も民間施設を更新していくということがまちの活性化にも必要になってきますので、そういった観点の中でここはこういう記述をしております。

委員長

よろしいですか。

平松委員

わかりました。

委員長

ほかに。

はい、どうぞ。

山家委員

先ほどの住民主体というお話なんですけど、私は横浜市の地域まちづくり推進条例の審査会の副委員長もしているんですが、やはりこれからの20年を語る都市マスということになると、試算で人口が七、八万減るんです。試算ということですけども。やはり、そこで持続可能ということになったときには、やはりビジョンを共有することって非常に重要なことというふうに思っていて、そのときにやはり行政の、もちろん税金なども減っていきますし、もちろんそれに向けて若い人を呼び込む、働く場を呼び込むというのも非常に重点的にやるといいと思うんですけども、多少そういうネガティブな状況に対しても、それに向けてみんなと一緒にどういふふうにつくっていったらいいのかというのは考えておく必要があるのか

などというふうにするんですね。

先ほど公共交通のご意見も出ましたけれども、横浜市であっても、やはりコミュニティバスの運行等住民主体で始めているところもありますし、多様な参加主体によるまちづくりのところで、官民住民協働でというのもあるんですが、私は逆にもう一歩少し踏み込んで、皆さんも一緒にまちづくりの方向性について考えていきたいと思いますという部分があってもいいのかなというふうには感じていまして、例えば154ページのまちづくり諸制度の柔軟な活用について書かれているんですが、それも先ほどのご説明にもあったような地域運営協議会を主体としたまちづくりも実際事例があるんだと思うんですけども、何となくこれはちょっとまだまだ難しく、何か自分たちがまちを考えると、具体的にすごく積極的に考え始めると、こういった手法があるんだなというのはわかるんだと思うんですけども、もうちょっとブレイクダウンして、住民の人たちにもわかりやすいような、ご自分たちがまちをこういうふうにしたいと言ったときに、何かそういったまちづくりについて考えるきっかけがあるような制度があるんだということを少ししっかりと見せていってもいいのかなというふうには感じました。

以上です。

委員長

これは、ご意見としていただいてよろしいですか。

山家委員

はい。

委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

嘉山委員

それでは、127ページと139ページに記載されている文言について伺います。そのページの中に、リゾート的な環境を活かすということで記載されているのですが、これまでのマスタープランの中でアーバンリゾートという文言がありまして、そのアーバンリゾートという文言がアーバンというのが取れたのはよかったのですが、このリゾートという文言、私はやはり腑に落ちない部分がありまして、まずはこの文言、リゾートという文言をどういった根拠でつけたのか教えてください。

委員長

いかがでしょうか。

(事務局) 鈴木課長

確かに前はアーバンリゾートという言い方で、どういうふうな意味合いなのかということに注意書きを書いていたのですが、アーバンという言葉が余りにも膨らみ過ぎて逆にイメージが沸かないといったようなことなので、今回はアーバンを取って、リゾートというような形にしました。考え方としては、東地域は都市的な利用が多い、西地域は、あるいは北下浦地域、こちらのほうは自然的な利用ができるといったことで、その都会的なものに比べてリゾートといったような使い方を考えています。

嘉山委員

リゾートという文言を記載されると全くいいイメージがなくて、自然環境が豊かという表現であれば非常に理解できますし、イメージも沸くんですね。ただ、リゾートという表現をされてしまうと、例えばそれでイメージできるのがリゾートマンションだったりリゾートホテルのような形で、そういった開発、よくいうバブル期の開発がどんどんなされていたようなイメージを持つてしまうのは私だけではないと思うんですけども、そういったことは一切私はしていただきたくないと思っています。長期的な計画ということもあるんですが、そういったリゾートという表現からそういった開発が行われていくということは、そういった方向性にはなってほしくないという意味で、この発言をさせていただいているんですが、そういった意味で開発、リゾートマンションだったりリゾートホテルではないというような認識でよろしいでしょうか。

委員長

はい、どうぞ。

(事務局) 鈴木課長

おっしゃるとおりで、そういうつもりでいます。前回の都市マスの中でも、西地域における海岸沿いの特徴的な自然や良好な景観の保全、活用のもとに、居住、雇用、休息などを通して自然の恵みや潤いを享受することという注釈をつけていますので、その考え方はそのまま踏襲しています。

委員長

はい、どうぞ。

嘉山委員

ぜひ豊かな自然環境は西地区の一番の魅力であると思っていますので、そういったところはしっかり守る上で、このプランをつくっていただければと思います。

私からは以上です。

委員長

観光とカリゾートとか、世代によって、また人によって随分イメージは違うと思いますので、なるべく広く市民に理解いただけるような概念とか言葉を、さらに工夫されたらよろしいかと思います。よろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

菅沼委員

98ページなんですけれども、その緑地等の4つ目のポチの中に、阿部倉内の畑地というように、阿部倉内というふうに限定されてこの畑を掲げているんですが、これはどういったことなんでしょうか。

(事務局) 羽布津課長補佐

こちらは、衣笠地区のまちづくり方針ということで、そのエリアに限った内容になります。やはり、一団のその畑地というものが阿部倉の一部分に存在しているという状況を踏まえて、この記述というような形をさせていただいたつもりでおります。

委員長

はい、どうぞ。

菅沼委員

あその地区というのは、阿部倉から平作、それで衣笠町の里山あたりまでが畑地があるように私は思えるのですが、そこを平作、衣笠のこの里山にかかる畑地というのは考えてもらっちゃらないと、そういうことでよろしいんでしょうか。

委員長

はい、どうぞ。

(事務局) 羽布津課長補佐

確かに平作の地域にもまたがって、その畑地というものが広がっているということは理解しております。その一帯というようなイメージを確かに畑地というものでは持っていただけるのかとは思いますが、確かにここでは阿部倉ということだけ明記をしておりますけれども、あの阿部倉から確かに平作に向けてのという一帯のところの緑というのは、同じようなイメージになるのかなと思います。

委員長

そのほかは、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

(ありませんの声)

委員長

それでは、大体ご意見頂戴したようでございますし、またこの先もいろいろご意見をいただける場面もあろうかと、ございますので、またいろいろお気づきの点ございましたら、また別途、事務局のほうにでもご意見を頂戴できたらと思います。

それでは、特にこれ以上なければ、本日の質疑は以上となりますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、次回、3回目の都市計画審議会でも都市計画マスタープランの総括的な質疑を行うこととして、この件は継続審議ということにいたします。

異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

委員長

ありがとうございます。

では、次第の4番目に入らせていただきます。

その他について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 羽布津課長補佐

次回の案件ですが、先ほどの話のとおり、継続審議となっております都市計画マスタープランの改定について、引き続きご審議をお願いしたいと考えております。次回が継続審議の最終回となりますので、全体を総括してご審議をいただき、答申をいただければと考えております。

以上でございます。

委員長

よろしゅうございましょうか。

それでは、本日の質疑はこれで終了ということでございますが、そのほか、特に事務局から何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(事務局) 羽布津課長補佐

2点ご報告がございます。

まず、1点目でございます。次回の開催日時について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入ります、平成28年2月10日水曜日午後2時から、この会場で行わせていただきたいと考えております。詳細につきましては、追ってご通知させていただきますので、ご承知おきをいただければと思います。

続きまして、2点目でございます。平成28年1月よりマイナンバー制度が始まります。そのため、先ほどご案内をいたしました次回都市計画審議会より、報酬をお支払いする事務や源泉徴収票を作成する事務において、委員の皆様のマイナンバーが必要でございます。マイナンバーを教えていただく時期や方法、管理、保管体制等は、後日ご説明する文書を発送させていただきますと予定としております。大変恐縮ではございますが、その際には皆様のご協力を賜りたく存じますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

委員長

よろしゅうございますか。

それでは、本日の審議会をこれにて終了いたします。どうもご審議ありがとうございました。

—了—

議事録署名委員



議事録署名委員

